

令和8年度「地域のお宝」等募集案内

1. 概要

金沢市の認定を受けた文化財や地域のお宝などの金沢市認定歴史文化遺産について、保存活用に取組む住民団体の活動に対し補助します。

2. 金沢市認定歴史文化遺産の制度概要

(1) 内容

文化財の指定・未指定を問わず、地域に伝え残され及び親しまれている歴史文化遺産のうち保存・活用の必要なものを金沢市認定歴史文化遺産に認定します。

(2) 認定基準

以下の①②の要件をともに満たすものを認定します。

- ① 地域に愛され、郷土の特徴を象徴しているものであること。
- ② 市民に親しまれ保護されているものであって、認定以後も継続して保護されるとともに、地域の振興等に活用されるものであること。

(3) 歴史文化遺産の種別

種別	内容
有形歴史文化遺産	建造物、旧跡、記念碑、工芸品、考古資料その他の歴史的意義又は文化的意義を有する有形の歴史文化遺産
無形歴史文化遺産	風俗慣習、伝承、芸能、伝統技術その他の無形の歴史文化遺産
自然遺産	動物（生息地又は繁殖地を含む。）、植物（自生地を含む。）、地質鉱物、地形、自然現象その他の歴史文化遺産
複合遺産	複数の有形歴史文化遺産、無形歴史文化遺産又は自然遺産が一体となって形成されている歴史文化遺産

(4) 認定期間 5年間

3. 応募方法等

(1) 応募資格

歴史文化遺産の保存・活用を行う住民団体（個人不可）

(2) 応募期間

令和8年6月2日（火）～令和8年10月2日（金）（消印有効）

(3) 応募方法

- ・ 応募予定のある団体は、申請書類等の提出前に文化財保護課へ事前相談して下さい。
- ・ 事前相談ののち、申請書類等を文化財保護課に持参、郵送又は e-mail にて提出して下さい。

(4) 提出書類

募集案内、申請書類（様式）は文化財保護課窓口を設置しています。

また、下記 URL よりダウンロードいただけます。

URL: <http://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/bunkazaihogoka/gyomuannai/3/1/4/23135.html>

【提出書類等】

- ①申請書 …… 1団体あたり1件の申請とします。

- ②推薦書 . . . 地区町会連合会または地区公民館の推薦が必要です。
- ③保存活用計画書 . . . 5カ年の活動計画を作成して下さい。
- ④その他必要な書類等

(5) 通知

令和9年3月以降に審査結果を通知します。

4. 支援制度

(1) 内容

金沢市認定歴史文化遺産の認定を受けた団体に対し、活動費の一部を補助します。

(2) 補助率

- ①認定した遺産が指定・登録文化財の場合 . . . 75%
- ②上記以外の「地域のお宝」の場合 . . . 70%

(3) 補助期間

5年間

(4) 補助上限額

- ①1～3年目 30万円
- ②4～5年目 15万円

(5) 補助対象事業

公開、活用などの地域に資する活動に対し補助します。

区分	内容
普及啓発事業	展示会、講演会、探訪会、ワークショップの開催 など パンフレット作成、HP作成、看板設置 など 公開にかかる修繕、備品購入、作業、記録作成 など
調査研究事業	専門家による調査 など
人材育成事業	ボランティア研修会、技術向上研修会 など

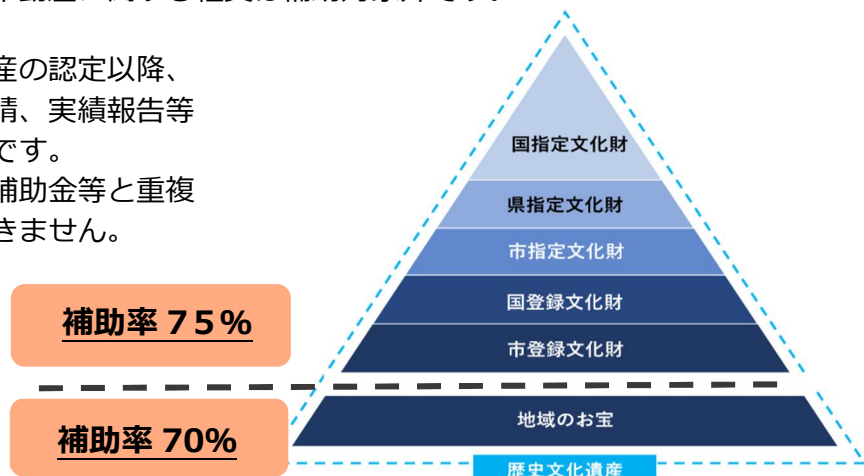
※看板設置、修繕、備品購入に係る経費については、それぞれ10万円を補助対象金額の上限とします。

※茶菓代を除く飲食費、団体の構成員に対する謝礼・人件費・車両の維持に関する経費などの団体運営に係る経費、工事費は補助対象外です。

※土地、建物等の不動産に関する経費は補助対象外です。

(6) 補助金の交付

- ・金沢市認定歴史文化遺産の認定以降、毎年、補助金の交付申請、実績報告等の手続きが、別途必要です。
- ・指定文化財に係る各種補助金等と重複して申請することはできません。



【お問い合わせ・相談窓口・応募先】

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市役所第一本庁舎内
 金沢市文化スポーツ局文化財保護課 文化財保護係
 TEL : 076-220-2469 FAX : 076-224-5046 / e-mail : bunkazai@city.kanazawa.lg.jp